

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例

航空企画推進課

○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

指導監査課

○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

〃

○ 児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等の基準を定める条例

子ども家庭課

○ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

港湾課

【解説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第七十八号

岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県岡山空港条例（昭和六十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十八条とし、第二十二条の次に次の五条を加える。

（指定管理者の公募）

第二十三条 知事は、第二十五条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第二十四条 指定管理者の指定を受けようとするものは、旅客取扱施設等（旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル並びにこれらに付随する施設及び設備をいう。次条及び第二十六条において同じ。）の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第二十五条 知事は、次の各号のいずれにも該当するものの中から最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が旅客取扱施設等の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

二 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

三 その他旅客取扱施設等の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（業務報告等）

第二十六条 知事は、旅客取扱施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第二十七条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

第二条 岡山県岡山空港条例の一部を次のように改正する。

第二十八条を第三十四条とし、第二十七条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とし、第二十五条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の提出）

第三十一条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

第二十四条中「（旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル並びにこれらに付随する施設及び設備をいう。次条及び第二十六条において同じ。）」を削り、同条を第二十九条とする。

第二十三条中「第二十五条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「 」及び「 という。）」を削り、同条を第二十八条とする。

第二十二条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第二十七条 第十九条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第三の一から四までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額並びに同表の五及び六に掲げる金額とする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、旅客取扱施設等利用者の責めに帰することができない理由により旅客取扱施設等を利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

第二十一条を第二十五条とし、第二十条を第二十四条とする。

第十九条第一号中「第四条、第五条又は第六条第一項」を「第六条、第七条又は第八条第一項」に改め、同条第二号中「第七条」を「第九条」に改め、同条第三号中「第八条」を「第十条」に改め、同条第四号中「第九条」を「第十一条」に改め、同条第五号中「第十条」を「第十二条」に改め、同条第六号中「第十一条第一項、第二項又は第三項」を「第十三条第一項から第三項まで」に改め、同条第七号中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条第八号中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第九号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条中「第十六条」を「第二十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅客取扱施設等利用者は、当該旅客取扱施設等の利用を終わつたとき、第二十条第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は同項各号のいずれかに該当する者となつたときは、速やかに、当該旅客取扱施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十八条を第二十二条とし、第十七条を第二十一条とする。

第十六条中「許可に」を「許可（前条第一項の許可を除く。以下この項において同じ。）に」に改め、同条第一号中「第十条第一項第二号」を「第十二条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三号中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に、「以下」を「次条及び第二十二條第一項において」に改め、同条第四号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは旅客取扱施設等からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反している者
- 二 偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者
- 三 前条第二項の条件に違反している者

3 指定管理者は、旅客取扱施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、前条第一項の許可を受けた者（次条第二項及び第二十七条第五項において「旅客取扱施設等利用者」という。）に対して、当該許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

第十六条を第二十条とし、第十五条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅客取扱施設等の利用等の許可）

第十九条 旅客取扱施設等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表第三の一から五までに掲げる旅客取扱施設等の利用
- 二 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

2 指定管理者は、旅客取扱施設等の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

第十四条を第十七条とする。

第十三条第一項中「第四条又は第五条」を「第六条又は第七条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅客取扱施設等の利用の禁止）

第十五条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、旅客取扱施設等の利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 二 旅客取扱施設等を損傷するおそれのある者
- 三 旅客取扱施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- 四 その他旅客取扱施設等の管理上支障があると認める者

第十一条を第十三条とし、第七条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

第六条第一項中「以下」を「次条及び第二十五条において」に改め、同条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条中「施設」の下に「(旅客取扱施設等を除く。以下同じ。)」を加え、同条を第六条とする。
第三条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 空港の施設及び設備のうち旅客取扱施設等(旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル並びにこれらに付随する施設及び設備をいう。以下同じ。)の管理は、第三十条第一項の規定により知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 旅客取扱施設等の利用等の許可に関すること。
 - 二 旅客取扱施設等の維持管理に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、旅客取扱施設等の運営に関すること。
- 別表第一中「第二十一条」を「第二十五条」に改める。
別表第二中「第二十二条」を「第二十六条」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三(第二十七条関係)

一 旅客ターミナルビル(国内線)

区 分	単 位	基 準 額
業務用施設(専有部)	一平方メートル一月につき	六、六〇〇円
業務用施設(共用部)	一平方メートル一月につき	五、七五〇円

備考

一 業務用施設(専有部)とは航空会社が専有して利用する事務所等を、業務用施設(共用部)とは航空会社が共用する搭乗待合室等をいう。

二 利用面積若しくは利用期間が単位未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の面積又は期間を一単位として計算する。

二 旅客ターミナルビル(国際線)

区 分	単 位	基 準 額
業務用施設(専有部)	一平方メートル一月につき	六、六〇〇円
業務用施設(共用部)	航空機の離着陸一回につき	一六五、〇〇〇円
チェックインカウンター	一台航空機の離陸一回につき	四、一八〇円

備考

一 業務用施設(専有部)とは航空会社が専有して利用する事務所等を、業務用施設(共用部)とは航空会社が共用する搭乗待合室等をいう。

二 業務用施設(専有部)について、利用面積若しくは利用期間が単位未満であるとき、又は

利用面積若しくは利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の面積又は期間を一単位として計算する。

三 貨物ターミナルビル

区 分	単 位	基 準 額
業務用施設（専有部）	一平方メートル一月につき	三、五七〇円

備考

一 業務用施設（専有部）とは、航空会社が専有して利用する荷さばき施設等をいう。

二 利用面積若しくは利用期間が単位未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の面積又は期間を一単位として計算する。

四 会議室

区 分	単 位	基 準 額
会議室一	一時間まで	七、七〇〇円
	一時間を超える時間につき三十分ごとに	三、三〇〇円
会議室二	一時間まで	五、五〇〇円
	一時間を超える時間につき三十分ごとに	二、二〇〇円

五 設備

区 分	単 位	金 額
指定管理者が知事の承認を受けて定める設備	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額

六 その他

区 分	単 位	金 額
第十九条第一項第二号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第二条の規定による改正後の岡山県岡山空港条例第十九条第一項の許可の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

~~~~~

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第七十九号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十七条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項の児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項の犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二の四中「及び第四十七条」を削る。

第五十五条の五中「並びに」を「、第四十七条並びに」に改める。

第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の十二及び第八十条中「第四十六条まで、第四十八条から」を削る。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

~~~~~

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第八十号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法

第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項の児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項の犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第四十三条まで、第四十五条」を「第四十五条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等の基準をここに公布する。

令和八年十月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第八十一号

児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等の基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第二項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等の基準（次条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条 最低基準は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るく、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第三条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第四条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合

合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得よう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第五条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第六条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第七条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項の児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項の犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定により児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、

児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談すること。

三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。

四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十二条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分考慮して設けること。

二 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項の性的指向及び同条第二項のジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七 児童三十人以上を入所させる登録一時保護委託施設には、医務室及び静養室を設けること。

八 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（職員の一般的要件）

第十三条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十四条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十六条 登録一時保護委託施設の衛生管理等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清しきしなければならないこと。

四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十七条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

二 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十八条 児童相談所長又は知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第十九条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性

を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

- 3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

- 4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

- 5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

- 第二十一条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する児童の支援に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

- 第二十二条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

- 第二十三条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

- 第二十四条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

- 第二十五条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第八十二号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

岡山県牛窓ヨットハーバー条例（昭和六十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「ヨット」の下に「及びモーターボート」を加える。

別表の一の表クルーザーヨットの項中「クルーザーヨット」の下に「又はモーターボート」を加え、

全長が六メートル未満のもの	一隻一月につき	二三、三七〇円
	一隻一年につき	二三三、九四〇円

を

全長が七メートル未満のもの	一隻一日につき		二、〇八〇円
全長が七メートル以上九メートル未満のもの			三、三一〇円
全長が九メートル以上のもの			四、六〇〇円
全長が六メートル未満のもの	一隻一月につき		二三、三七〇円
	一隻一年につき		二三三、九四〇円

に改め、別表の三の

表及び別表の四の表中「ヨット」の下に「又はモーターボート」を加える。

附 則

この条例は、令和九年一月四日から施行する。

◎ 岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例について

岡山空港の管理運営の効率化を図るため、同空港の旅客取扱施設等の管理を指定管理者に行わせるものとする等所要の改正を行うものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定児童発達支援事業所等の児童対象性暴力等の防止の基準を定めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設の児童対象性暴力等の防止の基準を定めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等の基準を定める条例について

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めたものである。

◎ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例について

岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。